

平成28年  
第9回日の出町  
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

## 農業委員会第9回総会日程

平成28年9月26日  
役場全員協議会室

1. 開 会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

(1) 議案第1号 農地法第5条1項に基づく許可申請について

(2) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について

5. 閉 会

平成28年第9回日の出町農業委員会総会

平成28年9月26日  
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	土澤孝一君	9	原島克佳君
2	北島清司君	10	和田勝君
3	山崎茂樹君	11	野口隆昭君
5	清水和夫君	12	関石啓之君
6	関根進君	13	小川昌夫君
7	矢治一俊君	14	辻本泰啓君
8	木住野佑治君	15	神田功君

事務局職員

事務局長 小森公夫  
事務局次長 小池康夫  
事務局 宮下貴裕

事務局長 皆さんこんにちは。定刻少し前ではありますが、皆様おそろいなので、ただいまから平成28年第9回、日の出町農業委員会総会を開会いたします。まず、はじめに神田会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 皆さん改めましてこんにちは。第9回の農業委員会総会を開催したところ全員の出席をいただき、開催できることを大変ありがとうございます。本日の審議もよろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。続きまして日程3議事録署名委員の指名及び日程4の議事進行を会長よりお願いいたします。

会 長 それでは、3. 議事録署名員の指名をさせていただきます。10番 和田委員、11番 野口委員をお願いいたします。

それでは、4. 議事に入らせていただきます。

(1) 議案第1号 農地法第5条第1項に基づく許可申請について事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 (議案第1号 農地法第5条第1項に基づく許可申請について朗読および説明)

会 長 朗読及び説明が終わりました。地区担当は・委員です。申請地を確認していただいております。説明をお願いいたします。

委 員 はい、説明させていただきます。先週の9月21日に事務局と一緒に現地確認を行なってもらいました。先日皆様に農振農用地の錯誤ということで現地確認を行なっていただいた場所なので、現地については皆様よくお分かりのことと思います。今回の申請のあった内容について、現地の確認を行なった結果、農地から転用が行なわれ住宅が建っても、周辺の農地に影響を与えるようなことも無く、農業に対する悪影響も発生することもないと思われます。また、そのほかの農地についても適切に管理されておりましたので、今回の申請については宅地への転用ということですが問題はないと思われます。以上です

会 長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。只今の説明につきまして、意見、質問がございますか。はい、・委員。

委 員 この問題ということではないんですが、建築上の問題からお話をしたいんですけども、今お話のあった・番というのは宅地のわけですよ、それで、そのほかの4つの地番が畑で、そこを含めて、この案内図のように含め

た形で分家住宅を作っていくということになるのですよね。分家住宅の場合、都市計画法によりまして、確か330㎡の規制になっているのですよ。今回の申請を見ると畑だけで330近いのですが、その辺はどうでしょうか。畑の場合は開発行為に当たりますよね。

事務局　この点につきましては、開発の要件につきましては、管轄が違いますので代理人が建築指導事務所で手続きを行ない、許可の見込みをとっているということで総会にかけておりますので、開発の要件につきましては回答できません。

委員　そうすると開発の制限にかかってしまい、敷地を少しカットするようになってしまうかもしれません。形状的には少し変わってくる可能性があると思うのですが。

会長　農地法の制限と開発の制限とは別ということではないでしょうか。

委員　開発の制限にかかってしまうと、面積を減らさなくてはいけなくなるので、現在の形から変わってしまう可能性はあるのではないのでしょうか。

事務局　・番につきましては、現状、本家の敷地として使っている部分もありますので、転用後地目が変われば分筆を考えているとのことですから、そこで敷地面積を調整すると考えられます。

委員　他の法令との問題がないようであるなら大丈夫です。

会長　意見、質問がないようですので、（1）議案第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。続きまして、（2）日の出町農業委員会会長専決規程第4条に基づく報告について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局　（専決処理報告、農地法第4条届出2件、農地法第5条届出2件について朗読及び説明）

会長　朗読が終わりました。

只今の報告につきまして、意見、質問がございますか。  
はい、・委員。

委員　一点だけ、報告第1号ですか、案内図を見ますとハイツ・が建っていると思うのですがどうでしょうか。ただ単純に農地転用届出忘れですかね。

事務局　今回、調査をした結果、農地転用の届出がなされていなかったのも、現況

に即した地目に変えるためにいわゆる追認といわれるものです。

委員 今あるハイツ・を壊して新たに共同住宅用地を建てるというわけではなくて、土地だけ地目が変わるということですね。

会長 はい、他に。はい、・委員。

委員 全体の問題として、市街化区域の場合、専決で受付けて畑を宅地に転用することができてしまう。農振だとそれが簡単にできない、さきほどの錯誤とかではずすしかない。そうすると市街化の畑というのはどんどんと減っていくと思うのですが、全体的に日の出町では年間どれくらいの農地が減少しているのでしょうか。

事務局 総会終了後に事務室に戻れば資料があるのでお答えできると思います。ただし、5条の届出等については重複している場所もありますので、厳密な意味で年間どれくらい減少しているのかという答えにはならないかもしれませんが。

委員 特に、ここで言ってもどうということはないと思いますが、農振農用地だとまったく手を付けることができない。畑以外にはね。市街化区域だと簡単に転用できる。法律で決まっている部分は仕方ないんですが、どうも不思議でならない。市街化区域の畑がどんどん減っていく中で、農業行政をどうして行くか考えないといけないと思い発言させていただきました。

会長 はい、その他に。はい、・委員。

委員 報告第4号についてなんですが、こちら田んぼとなっているんですが、公図を見た限りでは想像でしかいえませんが、田んぼということは近くに水路があると思うのですが、こういった転用があった場合に周りに水田が残っているということもありうるわけで、こういった場合、水路等の取扱いについてはどのようになっているのでしょうか。

事務局 報告第4号で書いてある地目は現況地目ではなく、登記簿地目でありまして現況につきましては畑になっております。前回の農業委員会で報告しましたが、一体が開発行為の対象となっております、その開発行為で生じたあまった部分を、今回、・が購入するという形ですので、そこで水田をやっている方はいらっしゃるらないので、今回の転用は問題ないと考えております。また、周辺に田んぼをやっている方等がいる場合には、周辺への配慮がどう

なっているのか等を聞きまして、周辺への影響に対する防除作をどのようにとるのか記入していただいております。

委員 田んぼだったところだと未だに水路があったりして、そういった水路は大  
雨のときに配水の役割も果たしておりますので、こういった形で開発が行な  
われて、水路についてどうなってしまうのかというのが心配でしたので質問  
させていただきました。

会長 この場所は見てもらえば分かるとおり・沢の川に沿ってあったものなんで  
すね。昔、・ができる前はもっと浅い川で、上のほうから水を取って田んぼ  
とかそういうのをやっていた場所なんですけども、河川が整備されてきて、  
既にこのあたりには田んぼもないし、実際には畑で使われていて、そこに分  
譲して家ができると、その家のできないような端の部分を買受けるそうなの  
で、そのように言われたほうがイメージがわくのかなと思います。

ほかに意見質問等ありますか。

意見、質問がないようですので、(2)日の出町農業委員会会長専決規程  
第4条による報告とさせていただきます。以上をもちまして、本総会の日  
程は終了いたしました。

署名

議長 \_\_\_\_\_

10番 \_\_\_\_\_

11番 \_\_\_\_\_